

特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7426404号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

半架橋体およびその製造および使用方法

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 オレゴン 97239, ポ
ートランド, エスダブリュー マカダム ア
ベニュー 4640, スイート 200ディ
ー

国籍・地域 アメリカ合衆国
スチャーガード メディカル インコ
ーポレイテッド

発明者
(INVENTOR)

リア, ウィリアム
ラディジンスキー, ダニエル
アクロイド, ジェニファー

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2021-561960

出願日
(FILING DATE)

令和 1年 9月20日(September 20, 2019)

登録日
(REGISTRATION DATE)

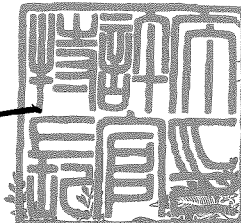
令和 6年 1月24日(January 24, 2024)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年 1月24日(January 24, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一



重要

特許料の納付について

特許証送付先

住所

〒530-0011

大阪府大阪市北区大深町3-1 グラソノロ

ント大阪 タワーC 山本秀策特許事務所

氏名

山本 秀策

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第7426404号

登録日 令和6年1月24日

出願番号 特願2021-561960

出願日 令和1年9月20日

請求項の数 14

納付年分 第3年分まで

受領金額 25,500円

受領日 令和6年1月22日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。※**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありませんので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れたために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

納付年分	納付期限日
第4年分	令和9年(2027年) 1月24日
第5年分	令和10年(2028年) 1月24日
第6年分	令和11年(2029年) 1月24日
第7年分	令和12年(2030年) 1月24日
第8年分	令和13年(2031年) 1月24日
第9年分	令和14年(2032年) 1月24日
第10年分	令和15年(2033年) 1月24日
第11年分	令和16年(2034年) 1月24日
第12年分	令和17年(2035年) 1月24日
第13年分	令和18年(2036年) 1月24日
第14年分	令和19年(2037年) 1月24日
第15年分	令和20年(2038年) 1月24日
第16年分	令和21年(2039年) 1月24日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708